

## 「風景利用策」に見る本多静六の自然風景の利用に対する考え方について\*

Honda's idea about the utilization of natural scenery on "The Use of Scenic Landscapes"

小川 徹\*\* 真田 純子\*\*\*

By Toru OGAWA Junko SANADA

本来、自然風景地計画は、風景保護や利用が自然保護と同様に盛り込まれなければならないが、実際には自然保護に大きく偏っていると指摘されている。そこで本研究は、日本の国立公園成立期の「自然風景の利用」という考え方の一端を担う本多静六に着目し、本多の「風景利用策」を分析することで本多の自然風景の利用に対する考え方を明らかにすることを目的とする。その結果、以下の3点が明らかになった。1) 本多の考える風景の利用は、山水風景を民衆に開放し見せるだけにとどまらず、そこに呼び込むことが必要であるとの考えに基づいている。2) 自然風景地の風景計画については、現存する風景に人の手を加えて「風景そのものを演出する」計画、歩行ルートの設定や名札の設置など「土地の魅力を伝える」計画があった。3) 1)2)の背景には、「有りの儘」の自然だけが自然であることは誤った考えであるという理念のもと、本来の自然がつくるであろう風景美を見せたいという考えと、日本の多様な風景をそれぞれの地で見せたいという考えがあった。

### 1. はじめに

#### (1) 背景および目的

現在、国立公園には「規制計画」と「施設計画」という二つの計画からなる公園計画が定められている。「規制計画」について、堀は、「自然風景地の計画としてバランスを欠いたものとなっている」と指摘している。「本来の自然風景地計画は、風景保護や利用が自然保護と同様に盛り込まれていなければならない」が、実際には「自然保護に大きく偏り」、「また保護計画と利用計画の連携も弱い」と言うのである<sup>1)</sup>。また、堀の調査<sup>2)</sup>によれば、国立公園成立期には風景が重視されていたが、公害対策基本法(1967年)の制定など自然環境について関心が集まるようになった1965年頃から、現在のように「自然」の保護を重視するようになったということである。

国立公園成立期に目を向けてみると、田中は「わが国の国立公園は、おおそ本多静六、内務省衛生局の線に沿って成立した」と述べている。意見の対立していた上原敬二ら「保護論者」が、利便性を向上させることは風景の俗化を招くという主張をしていたのに対し、本多静六は利用論者であり、主に2つの主張があったと述べている。ひとつは「文化生活上欠くべからざる」道路や鉄道、水力発電によって「美」である自然風景や天然記念

物が損傷、破壊されてもやむをえないという主張で、ふたつめには、風景は「国民全体が享受」できるように「民衆が誰でも気軽にに行けるようにすべき」であって、そのために「俗化するともやむをえない」という主張であったと言う<sup>3)</sup>。

そこで本研究では、日本の国立公園成立時の「自然風景の利用」という考え方の一端を担う本多静六に着目する。本多は日本内外で数多くの公園設計に携わるとともに、自然風景地や温泉などの観光地において風景利用を主眼とした「風景利用策」を提案している。本研究は本多の「風景利用策」を分析することで本多の自然風景の利用に対する考え方を明らかにすることを目的とする。

本多の風景利用思想に関しては、これまで様々な研究がなされている。手嶋ら<sup>4)</sup>は、「日光一帯の山水風景利用策」の資料分析を行い、回遊の利便性および視対象の向上、風景の公衆への開放を通じて観光事業化する意図があったことを指摘している。また熊谷らによる本多静六の記事<sup>5)</sup>、渋谷による記事<sup>6)</sup>でも本多の風景利用策についての基本的な考え方について回遊路、運動施設、風致林による風景保育などがあったことが指摘されている。

これらは、本多の風景の利用について大枠で捉えているといえる。一方、本研究では、本多の提案した具体的な空間改変の方法についても分析対象とし、見る対象、楽しむ対象としての自然風景と、その利用について着目する。

#### (2) 研究の方法

今回着目する本多が立案した風景利用策とは、郊外の自然風景地や温泉などの観光地の利用方法について林学

\*keyword : 本多静六, 自然風景, 自然, 利用

\*\*非会員 工修 東京工業大学大学院 社会理工学研究科  
(〒152-8552 東京都目黒区大岡山 2-12-1)

\*\*\*正会員 工博 徳島大学ソシオテクノサイエンス研究部  
(〒770-8506 徳島県徳島市南常三島 2-1)

の立場から提案した計画をまとめたもので、全部で 17 件立案されている<sup>(1)</sup>。本研究では、本多の風景地、観光地の利用策についての考え方を幅広くとらえるため、以下の 4 冊を分析対象とした<sup>(2)</sup>。

- ・山間部の風景利用策：「広島縣備後國帝釋風景利用策」（1919 年、以下「帝釈利用策」）
- ・海岸部の風景利用策：「日州青島ノ保護利用策」（1918 年、以下「青島利用策」）
- ・温泉地の発展策：「大分縣速見郡由布院温泉發展策」（1924 年、以下「由布院利用策」）
- ・すでに有名な観光拠点がある場所の風景利用策：「日光一帯の山水風景利用策」（以下「日光利用策」）

2 章において、以上の 4 冊で提案されている計画案を計画対象ごとに分類し、それぞれの計画について分析・考察を行った。3 章では 2 章の結果を踏まえて個別の計画の背後にあった考え方についてまとめ、それぞれについて本多が著した「史蹟名勝天然紀念物」など雑誌の記事も用いて、本多の考える自然風景の利用に対する考え方を明らかにする。

## 2. 風景利用策の背後にある自然風景の利用の考え方

### (1) 計画案の分類

本章では、本多が日光利用策、青島利用策、帝釈利用策、由布院利用策で提案している計画案から本多の自然風景の利用における特性を明らかにするため、各風景利用策の計画案を計画対象ごとに分類した。計画対象は、以下の 4 つに分類される。

- ・道路：自動車道、歩道など
- ・自然物や遺物：植物や溪流など風景を構成する自然や燈籠など
- ・新たな設備：腰掛けや四阿、橋、案内板、自然式水族館など
- ・経営などの仕組み：物理的対象ではなく、経営や宣伝、風景の維持などの仕組み

### (2) 各計画対象の計画意図

本節では、計画対象ごとに、何を意図した計画であるかに着目し、意図が分かる箇所を抜き出して表にしたものが表—1 である。以下では、それにしがたい分析・考察を行う。

#### (i) 道路について

「道路」において移動手段について注目すると、山水風景地内外を自動車で移動するための「自動車道」と山水風景地内を遊覧者が歩いて移動するための「歩道」について計画されていた。また、山水風景地内に回遊線の設定を提案する計画も見られた。

本多は、帝釈利用策で山水風景地における道路の必要性を次の様に述べている。

「山水風景地ニ對スル交通機關ハ恰モ美術品ヲ納メタル寶庫ノ鍵ノ如クニ重要ナモノデ、如何ニ絶好絶美ナル山水風景アリト雖モ、道路ナクンバ宛モ是レ寶庫中ニ仕舞切りニナツテ居テ、出シテ見ルコトノ出来ナイ美術品

モ同様デ、何ノ役ニモ立たナイ。」<sup>(7)</sup>

つまり、本多は山水風景地に到達する道路があつて初めて山水風景の様子を鑑賞することが出来ると指摘し、「道路計画」を山水風景地における中心的計画と考えていたといえる。

#### (a) 自動車道

本多は自動車道について日光利用策で「第一期に造るべき小廻遊自動車道。」<sup>(8)</sup>「第二期に造るべき大廻遊自動車道。」<sup>(9)</sup>と題し、自動車道の回遊道路を計画していた。回遊道路は、現に存在する重要な自然風景的要素を含む名所、社寺、観光地や将来観光地となりうる地域、主要駅を連絡するように設定されている。例えば日光利用策では、「中禪寺、湯本間の現在二間の道路を三間半乃至四間に取り擴げて自動車道と為すこと。」<sup>(10)</sup>といい、奥日光への利便性を図っている。由布院利用策では、「直接別府に至る六里の現縣道を自動車用道路…（中略）…所々に幅六七間の自動車廻しを作り」<sup>(11)</sup>と、当時温泉地として賑わっていた別府との連絡を容易にするための計画を提案している。更に由布駅から由布院の温泉地一帯を自動車で回遊出来る大回遊道路の整備も提案している。

以上から「自動車道」は、目的地までの到達や回遊の利便性向上を目的として計画された回遊道路であるといえる。

#### (b) 歩道

本多は歩道について帝釈利用策で「帝釋ヲ中心トシテ四周ノ山水風景ヲ遊ビ樂シムニ要スル道路ヲ開鑿シテ寶庫ノ中ヲ見セルヤウニセネバナラヌ。」<sup>(12)</sup>といい、由布院利用策では、「中廻遊道路：自由に散歩が出来る位の道路を開きます。」<sup>(13)</sup>「小廻遊道路：以上の（中廻遊道路で設定した歩道の一筆者註）道路間を連絡し又は各遊覽地を連絡するか又は各地便宜の地に無數に作るもの」<sup>(14)</sup>と述べている。自動車で到達することが出来ない局所的な山水風景を遊覧するための道路として計画しているといえる。

歩道の設計については、「風致上カラ作ル道路デアツテ、遊覽地ナドノ人ノ散歩スルタメノ歩道ハ決シテ一定ノ幅ニスベキ必要ハナイ。」<sup>(15)</sup>「自然ノ地形ニ從フテ…（中略）…景色ノヨイ處ヨイ處ト廻リ廻ツテナルベク變化ノ多ク遊覽ニ飽カヌヤウニセネバナラヌ」<sup>(16)</sup>として、地勢に応じた変化に富む歩道を推奨している。こうした考えに基づき、大木や老松などの老樹銘木の附近や湧水の出る所など見所となる場所まで道を伸ばす計画を提案している。また、既に知られている場所だけでなく、まだ世に知られていない山水風景に至る道を新しく開鑿することも計画している。例えば日光利用策では、「西の湖の奥の柳澤に赤岩瀧とて未だ世に知られざる立派なる瀧ある山なれば戰場ヶ原より（約貳里）と千手ヶ原の船付とより（約一里半）歩道をつけること。」<sup>(17)</sup>として、知られていない滝を遊覧客に紹介するために歩道の整備を提案している。このように、歩道は山水風景を眺めるための視点場としての要素があつたといえる。本多は歩道を整備

するなかで、由布院を除く山水風景地において回遊線の設定を提案している（表－2）。

回遊線についての定義は特にないが、山水風景地における局所的な名所を計画的に遊覧出来るように設定された具体的なルートのことであるといえる。帝釈利用策では、主に溪流に沿って回遊線を設定し、帝釈峡の特徴である奇岩奇勝を遊覧出来るように計画されている。また、青島では停車場、日光では旧中禅寺街道を回遊線の最終

地に設定しており、回遊した後の利用者の移動の利便性を考慮していると考えられる。帝釈峡の回遊線の最終地のうち雄橋、帝釈、帝釈殿は他の回遊線の出発地である。また、温泉場が計画された帝釈や奇勝が残り、見どころの一つとされた犬瀬が最終地に設置されるなど、最終地から他の場所へ寄り道が出来るように設定していると考えられる。つまり、回遊線は地区内の名所を計画的に回遊し、回遊線の最終地からの遊覧者の行動パターンに配

表－1 各風景利用策で提案された計画

| 対象       | 計画   | 帝釈                                                                                                                 | 青島                                                                                                                                                                                                       | 由布院                                                                                                                                                      | 日光                                                                                                                                                |
|----------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 道路       | 自動車道 | 該当なし                                                                                                               | ・現在ノ市街地ノ道幅ハ出来得ルダケ擴張スルノ方針ヲ採リ                                                                                                                                                                              | ・之(別府)との連絡をも容易にする必要があります。<br>・大廻遊道路                                                                                                                      | ・第一期に造るべき小廻遊自動車道<br>・第二期に造るべき大廻遊自動車道                                                                                                              |
|          | 歩道   | ・自然ノ地形ニ從フテ…景色ノヨイ處ヨイ處ト廻リ廻リテナルベク變化ノ多ク遊覽ニ飽カヌヤウニ                                                                       | ・幅ワ一定ニシテ置クノ要ナク<br>・勾配ハ出来得ルダケ緩ニ造リ、止ムヲ得ザル急阪ハ段々道トナシ                                                                                                                                                         | ・(中廻遊道路)自由に散歩が出来得る位の道路を開きます。<br>・(小廻遊道路)各遊覧地を連絡                                                                                                          | ・中善寺、湯本間の現在二間の道路を…自動車道と爲す<br>・西の湖の奥の柳澤に赤岩瀧とて未だ世に知られざる立派なる瀧ある由なれば…歩道をつける                                                                           |
| 自然物や遺物   | 滝や溪流 | ・溪流中ノ水量ハ小瀧ヤ早瀬ヲ作ルコトニ依ツテ多量ナル如ク見ユルヤウ施設スルト共ニ流ニ變化ヲ興ヘルコトガ肝要ナル                                                            | 該当なし                                                                                                                                                                                                     | ・(金鱗湖)湖面の拡張、湖底の浚渫、湖畔の改良                                                                                                                                  | ・瀧口に瀧下より見えざる様に大岩石を川上より轉がしかけ…現在よりも更に前方に且つ幅廣く落さしむる如くすべし                                                                                             |
|          | 植物   | ・楓樹ヲ補植シ、紅葉ノ名所タラシムル<br>・見事ニ苔蒸シタ岩ガアツテ上ニツヅギ映イテ居ルト云フ如キ大切ナ處ハナルベクソノマニシ<br>・めぐりのきヲ移植シ樹名ヲ付シ置ケバー娯妙ナル<br>・自然的ニ樹枝ヲ切り透シテ見透シヲ作ル | ・くろまつノ苗ヲ數十本補植シ蔭来びらうノ防風用トナス<br>・老樹名木ハ何レモ其地ノ由緒ノ深キヲ現ハシ…<br>・天然ノ林相、風土ハ之ヲ適當ニ利用シテ益益其特徴ヲ發揮セシメ<br>・各名所ニハ其名木同時ニ他ノ花木ヲ二分位ツヽ混植スルノ方針ヲ採ル可キ<br>・見透シヲスケル時ニハ…自然ニ枝ヲ透間ヨリ見ユル如クナスベシ                                           | ・紅葉の名所は前山から由布院の天然林一帯となし…其他の路傍又は空地にはモミジ類を補植する<br>・此地方に生息すべき樹種を補植します。                                                                                      | ・「世」字岩上のアヲハダの木の傍にはモミジニ、三株を植ゑて風致を添ふると共に後日アヲハダの枯れたる時の後継となす<br>・空地には日光地方に存する樹木にして此處に缺けるものを自然的に補植する                                                   |
|          | 遺物   | ・朝鮮式ノ高キ細キ石塔ヲ建立シ、帝釋市街地ヨリ樹間ヲ透シテ隠見スル様ニ設置シ                                                                             | 該当なし                                                                                                                                                                                                     | 該当なし                                                                                                                                                     | ・石燈籠を…歌ヶ濱の誘ひと爲すと…伊賀に町より湖水を隔てて遠く見たる風景を添へる                                                                                                          |
| 新たな設備    | 休憩設備 | ・道ノ廣イ處、眺望ノ好イ處涼シイ木ノ下、瀑布ノ附近等ニハ腰掛ヲ造ル<br>・腰掛モナルベク自然的ノモノヲ以テ造ルノガ面白イ                                                      | ・山ニ登ツテモ憩ウ可キ腰掛モ無カッタラバ到底遊覧客ヲ招致スルコトハ出来ナイ<br>・(腰掛)黒松苗數本ヲ植植シ…日除木トシソノ下ヨリ眺望ヲ恣ニセシムル方針ヲ採ル<br>・四阿ハ…休憩所又ハ雨ノ際雨宿リニ必要ナリ                                                                                                | ・腰掛は眺望良き所、大木の、路傍の廣場、分岐點等に設ける<br>・四阿は…各山林遊歩道路半里位の位置に置く                                                                                                    | ・茶屋其他風景眺望の佳なる所は何れも公共的無料休憩所となして茶及び布團を持來ることを禁ずる<br>・自然的の腰掛を置き休憩しつゝ湖上の眺望を恣にし                                                                         |
|          | 遊覧設備 | ・分岐點ニハ必ず道指シヲ立て<br>・危険ナ處ニハ必ず丈夫ナ面モ風雅ナ手摺ヲ作ル<br>・(橋)地勢ニ應ジテ施設シ<br>・自然ノ徑路ノ如ク風流ニ作ルコトガ肝要ナル<br>・トタン板ニ樹名ヲ記シ                  | ・廻遊案内圖ヲ作り青島及ビ折生道兩停車場前ニ掲ゲ<br>・寶塚ノ古墳ハ…由緒ヲ録セル石碑ヲ立て(三の右)ばのら上圖ヲ張付ケ…宮崎ノ地理ヲ知り得ル様ニシテ置クノデアル、是レハ一般遊覧客ノ趣味ヲ喚起スルノハ勿論デ又小學、中學ノ生徒ニハ教育上有益ナル                                                                               | ・(金鱗湖)架橋等をなす<br>・道傍の樹木に樹名を附し<br>・指道標の設置                                                                                                                  | ・分岐點には指道標を立て<br>・名所、舊蹟、遺物には其の山緒傳來を簡単に表す<br>・歩道の兩側に存する樹木に各名札を附す<br>・頂上には小さき亭を造りパノラマ式の眺望園を備へおく                                                      |
|          | 行楽設備 | 該当なし                                                                                                               | ・青島對岸一帯ノ地ハ風光明媚ニシテ…海水浴場又ハ遊園地トシテ極メテ適當<br>・城山下一帯ノ岩石地ハ養魚池、釣堀、自然式水族館等ヲ設置スルニハ適シ<br>・天然式植物園ハ最モヨク天然ノ生長状態ヲ記憶セシメ…児童、學生ノ教育上極メテ必要<br>・小運動場ヲ…ヶ所設ケ<br>・柑橘園トシテハ…各柑橘ニハ名札を附シ…新鮮ナル果實ヲ売ラシメル<br>・花卉園ハ…自由ニ縱覽ヲ許シ希望者ニハ花卉ヲ販売セシムル | ・地獄の湯を集めて湯川を作り、龜山温泉下の水田中に適當の地に游泳温泉場を作ります<br>・宮ノ原の一部に大競走場…中にテニスコートを設く、簡易野球場等<br>・動物ガ自然の生活状態ニアル如キ動物園<br>・大運動場、養魚場、釣堀、花卉園、果樹園、温室、鹿苑、子供の運動場、圖書館、博物館、公會堂兼講習會場 | ・男體山には登り口の門に平常鍵を掛け何人にも登らせざるも之を解放して自由に登らしむる<br>・ドンチャン場を造ること<br>・廣き運動場を造りテニスコートを設け<br>・競馬、自転車競争等を行ひ得る大運動場を造ること<br>・果樹園、花卉園等を造り一定の価格にて果實、花卉を販賣せしむること |
| 経営などの仕組み | 交通   | ・鐵道デモ出來ルコトナレバ、先ツ庫ノ戸前ヲ半分位開ケケキウナモノデ                                                                                  | ・外客ノ誘致策ト致シマシテハ先ツ第一ガ汽車ノ割引ヲナス…列車内ニ廣告ヲ設クルコト                                                                                                                                                                 | ・十二乃至十五人乗位の乗合自動車を通ずる時は                                                                                                                                   | ・馬返し湯本間は現在の電車に連絡する乗合自動車を造るを要す                                                                                                                     |
|          | 管理運営 | ・保勝會ヲ設立シ<br>・將來來遊者ノ増加ヲ慮リ…ほてるヲ設クルノ要ガアル<br>・沿岸ノ風景維持保存ノタメ一體ニ保安林ニ編入シ                                                   | ・青島保勝會ヲ設ケ<br>・將來外人ヲ誘致スル爲ニ大海水浴場ノ西方松林内ニ完備セルほてるヲ造リ<br>・遊覽ニ適スル風景佳ナル場所ハ全部公有トナシ置キ決シテ個人ニ所有セシメザルコトデアリマス<br>・眺望、休憩ニ適スル臺地ハ總テ先ツ改良前ニ公有ニシテ置ク要スル                                                                       | ・保勝會<br>・健康第一の文化生活に適合する温泉場となすやう新式方針の下に諸設備をなす                                                                                                             | ・保勝會を造り<br>・日光橋より奥には建築条例を作り一切の建物は建築委員の許可と指標を受けしむる                                                                                                 |
|          | 宣伝   | ・實用的案内圖及ビ繪葉書ヲ製シ之ヲ來客ニ配布スル<br>・帝釋名物ノ登場                                                                               | ・繪はがき、簡單ナル案内記ヲ宮崎、大淀其他ノ停車場ニテ青島行ノ旅客ニ切符ト共ニ頒ツ<br>・名物ノ發揮トシテ遊覧客ノ土産ヲ作ル                                                                                                                                          | ・(案内圖)各大都市の停車場にて九州行きの旅客に無代配布せしめ<br>・名物の發揮                                                                                                                | ・見物場所と費用の大略を示せるものを停車場又は旅館にて無料配布<br>・各地の名物の特徴、聲價を發揮<br>・土産物を造る事                                                                                    |

慮して設定されたといえる。

表—2 各風景利用策において計画された回遊線

| 風景利用策 | 回遊線                                                                          |
|-------|------------------------------------------------------------------------------|
| 日光    | 日光橋→感満湖→化地蔵→梵字岩→新設すべき釣橋→旧中禅寺街道                                               |
| 青島    | (大回遊線) 青島神社→青島一周→市中→釣堀・水族館→城山<br>→天然植物園→愛宕山→塩谷ヶ平→青島停車場                       |
|       | (小回遊線) 各局部に適宜設ける                                                             |
| 帝釈    | (第一回遊線) 帝釈殿→奥の院→新設すべき朝鮮風の塔<br>→天然植物園→御神山遥拝台→石雲山→天然植物園<br>→一木堂→寮の河原           |
|       | (第二回遊線) 帝釈殿→帝釈川→城ヶ端→白雲洞→唐門<br>→鬼の供養塔→桂谷の岩壁→紅葉ヶ瀬→水晶瀧→佛石<br>→雄橋→引き返す           |
|       | (第三回遊線) 雄橋→帝釈川→断魚溪→鳥越瀧→猿懸岩→八匹瀧<br>→霧分神→だらだら瀧→天女の化粧水→牛鬼瀧<br>→雄橋               |
|       | (第四回遊線) 帝釈、東城間里道→黄金峠→星下池<br>→帝釈、東城間里道→弘法の御助水→天女の舞踏岩<br>→寮の谷→鞍掛山→天女の井戸→帝釈殿に帰来 |
|       | (第五回遊線) 帝釈川→鬼の窟→藤巻の青渦、夏森の水透<br>→帝釈に帰来                                        |
|       | (第六回遊線) 帝釈川→雄橋→神石群大瀧                                                         |
| 由布院   |                                                                              |

以上から「歩道」は、周りの山水風景を楽しむための視点場としての要素を持ち、山水風景を遊覧客に紹介するための手段として計画されたことが分かった。なかでも回遊線は、回遊した後の遊覧客の行動パターンまで考慮されていたと考えられる。

## (ii) 自然物や遺物について

自然物や遺物の計画については、滝や溪流、遺物、植物の整備が挙げられる。

### (a) 滝や溪流の整備

日光では裏見滝（現、日光三大名瀑の一つ）の整備を提案している。裏見滝は、「明治三十五年の大洪水に瀧口破損して宛も薬研の底の如く變じ今日にては實際裏見の瀧にあらざる」<sup>18)</sup>として、「瀧口に瀧下より見えざる様に大岩石を川上より轉がしかけ…（中略）…現在よりも更に前方に且つ幅廣く落さしむる如くなすべし」<sup>19)</sup>と、水流が幅広く前方に落ちるように再整備を提案している。ただし十分に調査した上で実行すべきであると指摘している。人為的な整備方法であるが、遊覧客に迫力ある滝を楽しんでもらいたいという本多の意図がうかがえる。帝釈利用策では、「溪流中ノ水量ハ小瀧ヤ早瀬ヲ作ルコトニ依ツテ多量ナル如ク見ユルヤウ施設スルト共ニ流れニ變化ヲ興ヘルコトガ肝要デアル。」<sup>20)</sup>として、水の流れを意図的に変化させることで風景の演出を提案している。

以上から本多は、遊覧する楽しさをより増大させるために、滝や溪流の流れを意図的に変化させるなど自然風景に人の手を加える整備を計画していたと考えられる。

### (b) 植物の整備

「植物」の整備において植物の利用目的について着目すると、以下の3つが計画されていることが分かった。それぞれについて以下に解説する。

- ・植物の特徴を発揮させて利用する「特徴の発揮」

- ・青島のピロウなど地方固有の植物を用いる「土地らしさの発揮」
- ・植物による「視点場の整備」

## (イ) 特徴の発揮

本多は青島利用策において、「天然ノ林相、風土ハ之ヲ適當ニ利用シテ益益其特徴ヲ發揮セシメ現存セルモノヲ補足シ或ハ助長セシムルノ大方針ヲ採ル可キ」<sup>21)</sup>「各名所ニハ其名木ト同時ニ他ノ花木ヲ一二分位ゾ、混植スルノ方針ヲ採ル可キ」<sup>22)</sup>と述べている。このように、本多は植物の特徴を発揮させることで、山水風景地に紅葉、桜などの名所を造ることを計画している。また、本多は植物の特徴を機能的に利用する計画も提案している。例えば、「島ノ西北方面ノびらう林ノ外側ニくろまつノ苗ヲ數十本補植シ將來びらうノ防風用トナス可シ」<sup>23)</sup>と、塩害に強い黒松を用いることで、防風として機能させることを提案していた。

植物の保護について着目すると「見事ニ苔蒸シタ岩ガアツテ上ニつゝ、ジガ咲イテ居ルト云フ如キ大切ナ處ハナルベクソノマヽニシ」<sup>24)</sup>「正字岩上ノアヲハダの木ノ傍にはモミヂニ、三株を植ゑて風致を添ふると共に後日アヲハダの枯れたる時の後繼となす事」<sup>25)</sup>と、苔の蒸した岩の上に咲くツツジや正字岩という奇岩の上に咲くアヲハダと、本多は絵になるような植物を保護の対象として考えていたと思われる。

このように人に見せるために植物を保護するという考え方、また新たに植物を植える際には、もとある植物の作る風景の特徴をより強調するようにするという考え方があったといえる。

## (ロ) 土地らしさの発揮

本多は老樹名木について「其地方ニ於ケル老樹名木ハ實ニ其地方ノ風致風致上、將タ學術上等ニ人利益アルノミナラズマタ實ニ偉大ナル帝國ノ建設上ニ必要缺ク可カラザルモノデアル」<sup>26)</sup>といい、歩道を整備する際に老樹名木を遊覧出来るように計画している。また、本多は天然植物園を計画している。天然植物園について由布院利用策では「此地方に生息すべき樹種を補植します。」<sup>27)</sup>と述べ、地方固有植物の利用を提案している。また、青島利用策では、「斯ノ様ナ天然式植物園ハ最モヨク天然ノ生長状態ヲ記憶セシメ一般人ニ正確ナル名稱ヲ覺エシムルノミナラズ、兒童、學生ノ教育上極メテ必要デアルカラ」<sup>28)</sup>と、植物園を教育の場として計画している。このように地方固有植物を利用することは単に風致を添えるだけでなく、その土地らしさを助長する効果があり、児童の教育としての働きも意図されていた。

これらの「植物の整備」は、目的やその土地の風土に応じた植物を用いることにより、そこでしか味わうことの出来ない風景や土地らしさを整備することであったと考えられる。

## (ハ) 視点場の整備

植物の整備のひとつに「見透かし」の計画がある。見透かしについて「見透シヲツケル時ニハ一切樹幹ハ伐採

セズシテ枝ノミヲ伐リ透カシ自然ニ枝ノ透間ヨリ見ユル如クナスベシ、但シ枝ノ切口ノ見ユル如ク切り込ミ或ハ一様ニ見透シヲツケルハ不可ナリ」<sup>29)</sup>と述べている。この整備手法によって帝釈利用策では、「遙拜台ノ前面ハ樹木繁茂シ、眺望十分ナラザルヲ以テ自然的ニ樹枝ヲ切り透シテ見透シヲ作ルコト。」<sup>30)</sup>と計画している。このように、見透かしによって開けた眺めとは異なる、枝の透間から望む眺めを演出している。この計画は、先述の(イ)(ロ)で示したような見る対象としての植物の利用ではなく、視点場の整備であると言える。「道路計画」において、地勢に応じた変化に富む歩道を提案したように、眺める方法にも変化をつけて、遊覧する楽しさを増進させようとしていると考えられる。

### (c)遺物の復旧

日光利用策では、「現在ニ荒神社の庭に捨てある石燈籠をも此處に運びて適宜の位置に立て歌ヶ濱の誘ひと爲すと同時に町より湖水を隔て、遠く見たる風景を添へること。」<sup>31)</sup>と述べている。復旧が計画された石燈籠は、その場所の自然風景の魅力を増進させる添景としての要素を含んでいるといえる。また、帝釈利用策では、石塔を復旧することを提案し、「帝釋市街地ヨリ樹間ヲ透シテ隠見スル様ニ設置シ」<sup>32)</sup>と述べている。つまり、本多は人工物を用いることで自然風景の魅力を増進させるだけでなく、ランドマークとしての機能も期待していたといえる。

### (iii)新たな設備について

新たに計画している設備の利用目的について着目すると、以下の3つが計画されていることが分かった。

- ・腰掛けや四阿などの「休憩設備」
- ・橋や指導標、山頂のパノラマ図設置など遊覧者の遊覧を助け、自然風景の楽しみ方を提供する「遊覧設備」
- ・釣堀、遊泳温泉場など行楽に供する「行楽設備」

#### (a)休憩設備

本多は各所に腰掛の設置を計画している。腰掛の設置について「山ニ登ツテモ憩ウ可キ腰掛モ無カツタナラバ到底遊覧客ヲ招致スルコトハ出来ナイ」<sup>33)</sup>と述べ、腰掛を遊覧客の休憩場所として提案していた。設置場所については、「道ノ廣イ處、眺望ノ好イ處又ハ涼シイ木ノ下、瀑布ノ附近等ニハ腰掛ヲ造ル。コノ腰掛モナルベク自然的モノヲ以テ造ルノガ面白い。」<sup>34)</sup>と述べ、日光利用策では、「自然的の腰掛を置き休憩しつゝ湖上の眺望を恣にし」<sup>35)</sup>と計画している。このように、休憩用としてだけでなく、自然風景を眺めるための視点場としての機能も期待されていたといえる。また、本多は茶屋の前に置かれた有料の腰掛に代わるものとして、無料腰掛の設置を提案している。本多はそれについて「華嚴の瀧見茶屋は瀧の見ゆる所一面に座布団を敷ける腰掛を並べあり、偶々腰を下ろして悠々眺めんとするも茶代を食らるゝを虞れ不愉快を感ずるが故に其眺望の最も良き處には相當の無料腰掛を置き公衆の便を図ること。」<sup>36)</sup>と述べている。当時、茶屋の前には有料の腰掛が設置され自然風景の視

点場を独占していた。本多はこれに反対し、有料の腰掛に代わる無料腰掛を据えることで、自然風景の遊覧客への開放を要求している。

以上から腰掛けなどの休憩設備は、単に休憩設備としてだけではなく、自然風景を眺めるための一般に開かれた視点場の整備を意図して計画されたといえる。

#### (b)遊覧設備

遊覧客が遊覧し易いように橋や指導標の整備が計画されている。橋は、「自然ノ徑路ノ如ク風流ニ作ルコトガ肝要デアル。」<sup>37)</sup>として、「際立つた石積み」や「頑固な板橋」などはなるべく避けたほうがよいと指摘している。ただし、危険な箇所には丈夫な手摺や柵の設置を計画しており、遊覧の利便性を図るなかで安全面も考慮されていたといえる。

また、指導標には、「何町何間先ニハ眺メヨキ處アリ」<sup>38)</sup>と記し、なかには見物するべき場所を載せた回遊案内図を添える計画も見られた。また、名所、旧跡にはその由緒伝来を表示する立て札を設置する計画も提案している。天然植物園では、園内歩道の両側にある樹木に名札を設けることを推奨している。

青島利用策では、満潮時に海水が流れ込むようにした自然式水族館をつくり、そこに魚の絵と名前を示した札を立てることを提案している<sup>39)</sup>。これら指導標や立て札の設置は遊覧者の利便性や興味の促進を図っているものであると考えられる。

青島利用策では、青島の城山の頂上に四阿が計画されていた。その四阿には、「此圖ト實際ノ景トヲ照シ合セテ自由ニ宮崎ノ地理ヲ知り得ル様ニシテ置クノデアル、是レハ一般登覧客ノ趣味ヲ喚起スルノハ勿論デ又小學、中學ノ生徒ニハ教育上有益ナルコトヲ思ヒマス」<sup>40)</sup>と述べ、青島周辺の地理を知ることが出来るようにパノラマ図の設置を提案している(写真-1)。

本多は、その土地の特徴を表す地理も山水風景地にとって、重要

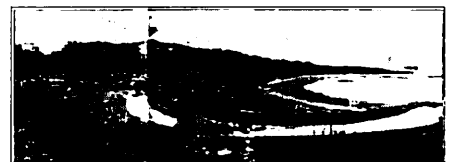


写真-1 城山からの眺め<sup>40)</sup>

な要素として考えていたといえる。天然植物園と同様に、児童の学び場として提案するなど、山水風景を単に楽しむだけに終始させない山水風景の新たな利用方法を提示しているといえる。

以上から「遊覧設備」は、山水風景地らしさを表す旧跡、天然植物園、地理について理解を深め、魅力を引き立てる機能を期待されていたといえる。

#### (d)行楽設備

山水風景地の地勢を活かして、日光では登山、青島では海を利用し釣堀、自然式水族館や海水浴を、由布院では温泉を利用し遊泳温泉場を計画するなど、山水風景地の地勢を活かした行楽のための設備を提案している。山水風景地の特徴ある地形や自然を利用し、レクリエーション要素が強い設備を計画することで、民衆にとってよ

り魅力のある観光地を作ろうとしていたと言える。

#### (iv) 経営などの仕組みについて

経営などの仕組みにおいて、その目的について着目すると、以下の3つが計画されていることが分かった。

- ①山水風景地に人を誘致するための「交通整備」
- ②保勝会の設置や宿泊施設などを整備する風景地の「管理運営」
- ③案内図の配布や土産、名物の開発などを行う風景地の「宣伝」

#### (a) 交通整備

本多は山水風景地に至る交通機関について「昨年南洋視察の結果電車及び汽車は最早今日は時世遅れにして將來は山水風景の交通機関は出來得る限り自動車道と爲さざるべからざる」<sup>42)</sup>と述べている。山水風景地を訪れるための交通機関は、将来の自動車普及を見通して自動車の利用を提案し、由布院や日光では、乗合自動車の整備を計画している。また、自動車の他に汽車についても「汽車ノ割引ヲナスコトデ殊ニ定期乗車券、團體割引ヲ極端ニ廉シ官線ト輕便線トノ連絡切符ヲ作り、官線ノ大停車場内並ニ列車内ニ廣告ヲ設クルコト」<sup>43)</sup>と述べ、来訪者の誘致を図っている。

来訪者の誘致を図る「交通整備」は「道路計画」と同様に、山水風景を利用する為の手段と機会の提供であるといえる。

#### (b) 管理運営

山水風景地の「管理運営」では、全ての風景利用策において保勝会の設置が計画されている。本多は日光の保勝会について「日光各社寺の首腦者、日光地方有力者、縣當局者等主となり日本の有力家並に専門家の賛助を得て保勝會を造り技術家を囑託して風景設備に關することは一切其専門技術員の立案により本會の議決を経て實行する事。」<sup>44)</sup>と説明している。帝釈利用策では、保勝会について「役員ハ時折巡迴シテ風景地ノ手入、保存ノ完全ヲ期スルコト。」<sup>45)</sup>と述べ、他も同様な役割が保勝会に与えられている。これは体系的な山水風景の管理運営システムの提案といえる。

山水風景地の土地の管理に着目すると、青島利用策では、「遊覽ニ適スル風景佳ナル場所ハ全部公有トナシ置キ決シテ個人ニ所有セシメザルコトデアリマス」<sup>46)</sup>という。東海道の大磯町で景勝地が全て富豪の所有になってしまい、「一般ノ遊覧客ハ荒寥タル街ノ塵芥ノ中ヲ或ハ狭イ熱イ砂濱ヲ散策スル位ノモノデ遊覧スル場所モ無クナリ一般ノ客ハ苦シク其数ヲ減ジタ」<sup>47)</sup>と説明し、民衆が良い風景を享受し続けられるように公有化を提案している。

また「城山一帯ノ用地（臺上及ビ道敷共）並ニ稻荷山ヨリ大作山ニ通ズル道敷及ビ眺望、休憩ニ適スル臺地ハ總テ先ヅ改良前ニ公有ニナシ置クヲ要スルノデ然ラザレバ此等ノ整備（眺望の良い場所への展望台設置とそこへ至る道の整備―筆者註）ノ完成ハ中々困難ノコトダト思フ」<sup>48)</sup>と、山水風景を利用するために土地を公有化にすることを指示している部分もある。

そのほか、山水風景地にホテルや温泉宿などの宿泊施設を計画している。帝釈利用策では、「將來來遊者ノ増加ヲ慮リ帝釋ニ稍々完備セルほてゐるヲ設クルノ要ガアル。」<sup>49)</sup>と述べ、青島利用策では、外国人の誘致を考慮し、山水風景地における宿泊施設の必要性を述べている。このように、本多は山水風景を一般に開放するだけでなく、そこを観光資源とし、経営に結びつける考えも持っていたといえる。

#### (c) 宣伝

風景地の「宣伝」として、案内図や絵葉書の配布を計画している。案内図とは滞在日数別に山水風景地の見物場所や費用の大略を示した旅行のモデルプランのようなものである。絵葉書には山水風景が描かれている。これらは大都市の主要駅などで配布を提案されている。例えば由布院利用策では、門司や久留米、別府の駅で無料配布することを計画している。また、各所では名物や土産の開発にも力を入れている。本多は名物や土産に、その土地の名前を付けることを推奨している。例えば、帝釈羊羹、中禅寺のモミヂ饅頭といった具合である。更に、青島利用策では、青島特有の植物であるビロウを用いたビロウ細工の土産を提案している。

このように、風景地の「宣伝」では、山水風景地の特徴やその魅力を表現すること、それを風景地外に宣伝することが意図されていたといえる。

### 3. 本多の自然風景の利用に対する考え方

前章では、各風景利用策において「道路」、「自然物や遺物」、「新たな設備」、「経営などの仕組み」の計画対象ごとに、提案された計画の意図や考え方を整理した。本章ではそれをもとに個別の計画の背景にあった考え方を整理し、それについて風景利用策以外に同年代に本多が著した記事等も参照して本多の自然風景の利用に対する考え方について考察する。

#### (1) 個別の計画の背景となる考え方

前章で分析・考察した個別の計画に見られた考え方は、風景の利用という観点から見ると大きく以下の4つに分けられると考えられる。それぞれの計画と以下の4つの考え方について、順次説明を加える。表―3は、以下の4つの考え方と2章で整理した個別の計画に対する考え方の主な関係をまとめたものである。

- ①山水風景や風景地を民衆に開放する
- ②山水風景地に民衆を呼び込む
- ③山水風景そのものを演出する
- ④山水風景地の特徴や土地の魅力を伝える

##### (i) 「山水風景や風景地を民衆に開放する」

1章で引用した田中の指摘にあるように「誰もが気軽に行けるようにすること」は、本多の風景利用の考え方の根幹にあったことが知られている。個別の計画を見ると、到達の利便性や回遊の利便性を考えて設定された自動車道の計画は、手軽に民衆でも行けることを目指した計画であったと言え、汽車や乗合自動車の計画、そ

の割引切符の発売も民衆が手軽に行けることを目指しているといえる。

また、山水風景地内での移動に際し、移動の利便性向上を図っていると思われる歩道の設定や橋や柵、無料休憩施設などの整備も、背景には風景の民衆への開放があると考えられる。

表—3 提案された計画の考え方

| 計画対象     | 計画   | 考え方                                                                                        | ①      | ②      | ③           | ④ |
|----------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|-------------|---|
| 道路       | 自動車道 | ・目的地までの到達や回遊の利便性向上を図る                                                                      | ○      |        |             |   |
|          | 歩道   | ・知られざる風景を紹介する<br>・風景を眺める視点場とする<br>・移動の利便性向上を図る                                             | ○      |        | ○<br>○<br>○ |   |
| 自然物や遺物   | 滝や溪流 | ・遊覧する楽しさを増大させる                                                                             |        |        | ○           |   |
|          | 植物   | ・もとある植物のつくる風景の特徴をより強調する<br>・紅葉などでそこでしか味わうことの出来ない風景や土地らしきをつくる<br>・眺める方法に変化をつけ、遊覧する楽しさを増進させる |        |        | ○<br>○<br>○ |   |
|          | 遺物   | ・添景として用い、自然風景の魅力を増進させる<br>・ランドマーク機能を持たせる                                                   |        |        | ○<br>○      |   |
| 新たな設備    | 休憩設備 | ・休憩施設として、遊覧の助けとする<br>・良好な眺望の視点場とする<br>・無料にすることで良好な視点場を一般に開放する                              | ○<br>○ |        | ○           |   |
|          | 遊覧設備 | ・橋や柵などを用い、遊覧者の安全を図る<br>・植物や魚の名前、地理が分かるようにし、その土地の特徴をより理解することで魅力を引き立てることを図る                  | ○      |        |             | ○ |
|          | 行楽設備 | ・山水風景地の特徴ある地形や自然を利用し、民衆にとってより魅力ある観光地をつくる                                                   |        | ○      |             |   |
| 経営などの仕組み | 交通   | ・山水風景を利用するための手段と機会を提供する                                                                    | ○      | ○      |             |   |
|          | 管理運営 | ・山水風景を民衆が利用し続けられるようにする<br>・山水風景を観光資源とし、経営に結びつける                                            | ○      |        | ○           |   |
|          | 宣伝   | ・山水風景地の特徴やその魅力を表現する<br>・山水風景地外に宣伝する                                                        |        | ○<br>○ |             |   |

(ii) 「山水風景地に民衆を呼び込む」

汽車の割引切符や車内の広告、案内図等の山水風景地外での配布、レクリエーション要素の強い観光施設の整備、観光地の経営などは、上記の山水風景地の民衆への開放よりも更に積極的に民衆を風景地に呼び込もうという考えに基づいていると考えられる。

(iii) 「山水風景そのものを演出する」

本多の提案した計画のうち、滝の形を変え水の流れを変える計画、紅葉の名所をつくる計画、その土地特有の植物を補植する計画、遺物を復旧して風景を演出する計画などは、いずれも風景に手を加える方法であるが、無かった風景を新たにつくるのではなく、その土地の特徴を強調・発揮させようという考え方がベースにあるといえる。また、見透かしをつくって風景の見え方を操作する計画や、風景の良いところまで歩道を延ばす計画、眺望の良いところに腰掛けや四阿をつくって風景を見せようという計画は、その土地にある風景を「紹介し見せる」という方法で、土地の特徴を強調・発揮させようという考え方であると思われる。

(iv) 「山水風景地の特徴や土地の魅力を伝える」

知られざる風景や良い風景を紹介するような歩行ルートの設定や、土地の特徴を強調するような補植や植樹のほか、老樹名木に名札をつける計画や天然植物園や自然

式水族館で植物や魚の名前が分かるようにする立て札の計画、周辺の地理が分かるようにしたパノラマ図などは、山水風景地の特徴や土地の魅力を伝えるという考えにもとづいていると思われる。

(2) 山水風景の利用に対する考え方

本節は、上記で出てきた4つの考え方を補完するため、風景利用策以外の記事等を参照しながら考察を加える。

まず、「山水風景や風景地を民衆に開放すること」「山水風景地に民衆を呼び込む」ことについて考察する。当時、生活環境の悪化した都市から逃れるために郊外の公園が求められていたことはよく知られているが、本多も「國立公園の性質と其要求」において、環境が悪化した都市について「遂に市街は人間の墓場だと解せらるゝ迄に至りまして」<sup>50)</sup>と述べ、都市の環境に懸念を抱いていたと考えられる。また、「各国の公園、運動場、登山地、其の他保健的施設」では、「世界文化の大勢」が「健康第一」<sup>51)</sup>であると言い、そのために都市から出て森林で登山をするなど、「保健的利用」が重要であると述べている。

本多にとっては、単に風景地を民衆に開放するだけでなく、そこに呼び込むことが重要であったといえる。

つぎに風景に手を加える方法による「風景そのものの演出」についてであるが、本多は、風景に手を加えることについて木曾川の恵那峡を例にとって説明している。堰堤建設計画（現、大井ダム）に対し「天然の風景を破壊する」という非難があることを述べた上で、川が深い谷底を細く流れ、岸は砂州をなし、岩石が転がる「今の状態」について、川自体には手が付けられていなくても、山に手が入ったことにより荒れた川の姿であるという<sup>52)</sup>。そのため、「現什の『有の儘』總べてを自然であると思ふのは誤まれる感念と言はねばならぬ」<sup>53)</sup>と述べている。そして現在の姿が手の加えられていない「自然」ではなく、また美しくもないのだから、新に堰堤を設けることで「周回數里に亘る一大湖水を現出し、砂と轉石は其の醜影を歛めて麗しき太古の自然美に還り、矗立せる岩石に其の天姿を水中より抽き山と樹は其美しき影を水に落し恰も瑞西の山水の如き美しき景觀を現出するに至るのである。」<sup>54)</sup>という。本多は、自然風景に人の手を加えることにより、本来の自然がつくるであろう風景美を求めていたと考えられる。

つづいて、「山水風景地の特徴や土地の魅力を伝える」という点についてであるが、1934年の風景協会設立に伴い創刊された雑誌「風景」の巻頭において世界各国の風景を見て回った結果、日本の風景の特徴をつぎの5つに要約している。「第一に火山風景に富むこと」「第二海岸風景に恵まれてゐること」「第三に植物の種類頗る豊富で凡ゆる景観を呈すること」「第四に気候の変化が順調なること」「第五に水景の美に変化があること」という。このうち、第三の植物については「国土の領域は南は亜熱帯より北は寒帯に跨りその固有の植物を生育せしめ種類の豊富なる点に於て世界に比類がない」といい、第四の気候の変化については「春夏秋冬四時に亘って頗る多様な

る景観を与える」という<sup>55)</sup>。

本多が風景利用策において、植物によるその土地らしさや特徴にこだわり、また植物の名前を示すなどして「種類」にこだわっていた背景には、本多の考える日本の風景の特徴をより発揮させようという考え方があったことが推測される。つまり、風景地ごとにその土地の特徴を発揮させることで、日本全体として種類が豊富であるという特徴を維持しようと考えていたと思われる。

#### 4. 結論

本研究の結論は以下の3点である。

- I. 本多の自然風景利用は、山水風景を民衆に開放し見せるだけにとどまらず、そこに呼び込むことが必要であるとの考えに基づいていることが考察された。
- II. そこで見せようとした風景の計画については、現存する風景に人の手を加えて「山水風景そのものを演出する」計画のほか、歩行ルートの設定や名札の設置など「土地の魅力を伝える」計画があった。
- III. I, IIは、「有りの儘」の自然だけが自然であることは誤った考えであるという理念の下、本来の自然がつくるであろう風景美を見せたいという考えと、日本の多様な風景を、それぞれの地で見せたいという考えがあったことが推測された。

#### 補注

(1) 苜蓿町「本多静六博士を記念する会」が編集発行する「本多静六通信」第10号 p. 59の公園一覧のうち風景利用策や温泉地の発展策は17件である。

(2) これらは必ずしも後に国立公園になった場所ではないが、本研究の目的は本多の風景利用に関する思想の把握であるため、資料として採用した。

#### 参考・引用文献

- 1) 篠原修編(2007)：景観用語事典 増補改訂版：彰国社, 148-153
- 2) 堀繁(1995)：わが国の国立公園の計画管理の実態とその変遷に関する研究：ランドスケープ研究 59(2), 85-92
- 3) 田中正大(1981)：日本の自然公園：相模選書, 134-139
- 4) 手嶋潤一(1994)：「日光一帯の山水風景利用策」(大正3年)における本多静六の風景地計画に関する研究：都市計画論文集 No29, 343-348
- 5) 熊谷洋一(1995)：マルチオピニオンリーダー 本多静六、日比谷公園の設計から風景の開放へ：日本造園学会誌 58(4), 349-352
- 6) 渋谷克美(1998)：本多静六通信第10号、公園設計の特色：本多静六博士を記念する会, p. 58
- 7) 本多静六(1919)：廣島縣備後國帝釋風景利用策：帝釋保勝, p. 8
- 8) 本多静六(1914)：日光一帯の山水風景利用策：p. 3
- 9) 前掲 8)
- 10) 前掲 8)p. 21

- 11) 本多静六(1924)：大分縣速見郡由布院温泉發展策：p. 17
- 12) 前掲 7)p. 9
- 13) 前掲 11)p. 18
- 14) 前掲 11)p. 19
- 15) 前掲 7)p. 9
- 16) 前掲 7)p. 10
- 17) 前掲 8)p. 22
- 18) 前掲 8)p. 16
- 19) 前掲 8)p. 16
- 20) 前掲 7)p. 15
- 21) 本多静六(1918)：日州青島ノ保護利用策：宮崎郡, p. 20
- 22) 前掲 21)
- 23) 前掲 21)p. 22
- 24) 前掲 7)p. 9
- 25) 前掲 7)p. 12
- 26) 前掲 21)p. 15
- 27) 前掲 11)p. 21
- 28) 前掲 21)p. 45
- 29) 前掲 21)p. 49
- 30) 前掲 7)p. 19
- 31) 前掲 8)p. 20
- 32) 前掲 7)p. 16
- 33) 前掲 21)p. 18
- 34) 前掲 7)p. 11
- 35) 前掲 8)p. 20
- 36) 前掲 8)p. 18
- 37) 前掲 7)p. 12
- 38) 前掲 7)p. 30
- 39) 前掲 21)p. 41
- 40) 前掲 21)p. 44
- 41) 前掲 21)口絵
- 42) 前掲 8)p. 23
- 43) 前掲 21)p. 47
- 44) 前掲 8)p. 29
- 45) 前掲 7)p. 29
- 46) 前掲 21)p. 20
- 47) 前掲 21)p. 21
- 48) 前掲 21)p. 42
- 49) 前掲 6)p. 30
- 50) 本多静六(1929)：国立公園の性質と其要求：国立公園 1(7), p. 3
- 51) 本多静六(1924)：各国の公園、運動場、登山地、其の他保健的施設：p. 1
- 52) 本多静六(1921)：風景の利用と天然紀念物に對する予の根本的主張：史蹟名勝天然紀念物 4(8), p. 90
- 53) 前掲 52)
- 54) 前掲 52)
- 55) 本多静六(1934)：創刊に際し風景日本の躍進を望む：風景 1(1), p. 7